



山形県公報

平成20年8月29日(金)
第1972号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令..... | (総務課) ...1182 |
| 山形県業務管理規程.....           | (人事課) ...1184 |

### 告 示

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....    | (健康福祉企画課) ...1185     |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... | (同) ... 同             |
| 生活保護法による指定医療機関の変更の届出..... | (同) ...1186           |
| 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退..... | (同) ... 同             |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....    | (同) ... 同             |
| 生活保護法による指定施術機関の変更の届出..... | (同) ... 同             |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....    | (同) ...1187           |
| 土地改良区の定款変更の認可.....        | (村山総合支庁農村計画課) ...1188 |
| 同.....                    | (最上総合支庁農村計画課) ... 同   |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....    | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同   |
| 民有保安林の指定の解除.....          | (森林課) ...1189         |
| 道路の区域の変更.....             | (庄内総合支庁建設総務課) ... 同   |
| 同.....                    | (同) ... 同             |
| 一般国道の供用の開始.....           | (同) ...1190           |
| 同.....                    | (同) ... 同             |
| 道路の位置の指定.....             | (置賜総合支庁建築課) ... 同     |

### 議 会 関 係

#### 訓 令

|                     |   |
|---------------------|---|
| 山形県議会事務局業務管理規程..... | 同 |
|---------------------|---|

### 教 育 委 員 会 関 係

#### 訓 令

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 山形県教育委員会業務管理規程.....           | 1191 |
| 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令..... | 1192 |

#### 告 示

|                                                       |      |
|-------------------------------------------------------|------|
| 平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正..... | 1193 |
|-------------------------------------------------------|------|

### 監 査 委 員 関 係

#### 訓 令

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県監査委員事務局業務管理規程..... | 同 |
|-----------------------|---|

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....1194

人事委員会関係

訓 令

事務局業務管理規程.....1195

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令.....1196

労働委員会関係

訓 令

山形県労働委員会事務局業務管理規程.....1197

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....1198

告 示

地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく非組合員の範囲の認定.....1200

内水面漁場管理委員会関係

指 示

水産動物の採捕の禁止..... 同

企業局関係

規 程

山形県企業局業務管理規程.....1201

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程..... 同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局業務管理規程.....1203

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (庄内総合支庁地域支援課) ...1205

正 誤

訓 令

山形県訓令第27号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程 (昭和43年 4月県訓令第 7号) の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「ときは」を「ときは、收受文書管理簿（別記様式第2号の2）に所要事項を記入し」に改める。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当係長等 |
|------------|-----|-----|-------|
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

|          |                          |                  |       |  |   |
|----------|--------------------------|------------------|-------|--|---|
| 別記様式第3号中 | 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 ) | 公印管理者 |  | を |
|          |                          |                  |       |  |   |
|          | 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告     |       |  |   |

|                          |                            |       |  |                   |
|--------------------------|----------------------------|-------|--|-------------------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 )           | 公印管理者 |  | に改め、同様式の備考を同備考第1項 |
|                          |                            |       |  |                   |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                      | 業務管理者 |  |                   |
|                          |                            |       |  |                   |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |  |                   |

とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

別記様式第 4 号中

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br><br><br><br>印<br><br>( 電話 ) |
|--------------------------|----------------------------------|

を

|                          |                                  |       |
|--------------------------|----------------------------------|-------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br><br><br><br>印<br><br>( 電話 ) |       |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                            | 業務管理者 |
|                          |                                  |       |

に改め、同様式の備考を同備考第 1 項とし、同備考に次

- の 1 項を加える。
- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県業務管理規程第 3 条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。
- 附 則
- この訓令は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

山形県訓令第28号

庁 中  
出 先 機 関

山形県業務管理規程を次のように定める。  
平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県業務管理規程  
( 目的 )

- 第 1 条 この規程は、本庁及び出先機関における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。
- ( 事務主任者 )
- 第 2 条 所属長 ( 本庁の課長及び女性青少年政策室長、総合支庁の課長、事務所長及び支所長並びに出先機関 ( 総合支庁を除く。 ) の長をいう。以下同じ。 ) は、所属職員の事務分担の決定等により分担された事務を処理する者として事務主任者を指名するものとする。
- ( 業務管理者及び業務総括者 )
- 第 3 条 所属長は、所管する事務ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。
- 2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。
- 3 業務総括者は、事務主任者が行う事務の処理状況等を確認し、必要に応じて当該事務の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ( 事務分担表 )
- 第 4 条 所属長は、所管する事務について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した事務分担表を作成しなければならない。
- ( 室長等の特例 )
- 第 5 条 室長又は主幹 ( 以下「室長等」という。 ) を置く本庁の課の長及び女性青少年政策室長は、必要があると認めるときは、室長等が掌理する事務について、前 3 条の規定により所属長が行うこととされている事務を室長等に行わせることができる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

## 告 示

山形県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称             | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日      |
|-----------------------|------------------|------------|
| 林 歯 科 医 院             | 鶴岡市羽黒町黒瀬字黒瀬163番地 | 平成20. 4.25 |
| 医療法人社団みゆき会 糖尿病内科クリニック | 山形市南館四丁目1番45号    | 同 5. 1     |
| 佐 々 木 歯 科 医 院         | 酒田市北新町一丁目8番3号    | 同 6. 1     |
| 宮 内 ま っ ち ゃ ん 薬 局     | 南陽市宮内4545番地1     | 同 7. 1     |
| し あ わ せ 調 剤 薬 局       | 東根市中央四丁目1番5号     | 同 7. 9     |

山形県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|-----------------|------------------|------------|
| 訪問看護ステーション愛あい   | 尾花沢市大字臈気695番地の3  | 平成20. 3.31 |
| 林 歯 科 医 院       | 鶴岡市羽黒町黒瀬字黒瀬163番地 | 同 4.24     |
| 足 立 歯 科 医 院     | 酒田市亀ヶ崎二丁目26番31号  | 同 5.19     |
| 小 田 薬 局         | 山形市東原町二丁目4番19号   | 同 5.31     |
| 南 雲 産 婦 人 科 医 院 | 新庄市末広町10番28号     | 同          |

## 山形県告示第756号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

はーと&amp;はーと訪問看護事業所

山形市南栄町二丁目8番11号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地   |                | 変更年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後          |            |
| 山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 山形市南栄町二丁目8番11号 | 平成17. 6. 1 |

## 山形県告示第757号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地       | 辞退の効力発生年月日  |
|-----------|------------------|-------------|
| 有限会社高取薬局  | 西村山郡大江町大字左沢904番地 | 平成20. 5. 30 |

## 山形県告示第758号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の氏名 | 開設者  | 指定施術機関の住所         | 指定年月日      |
|-----------|------|-------------------|------------|
| 足田隆史      | 足田隆史 | 山形市上町四丁目9番28号A302 | 平成20. 6. 2 |

## 山形県告示第759号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定施術機関の名称及び所在地

健心整骨院  
山形市南栄町一丁目 3 番35号

(2) 届出の内容

| 指定施術機関の所在地                  |                  | 変更年月日       |
|-----------------------------|------------------|-------------|
| 変 更 前                       | 変 更 後            |             |
| 山形市荒楯町二丁目 8 番32号コーポふさとC - H | 山形市南栄町一丁目 3 番35号 | 平成20. 6. 22 |

山形県告示第760号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| 介護予防センターさくら東泉        | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                              | 酒田市東泉町六丁目 1 番 9 号     | 平成20. 5. 8 |
| 通所介護ディサービスもがみ        | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                              | 最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番19 | 同 5. 13    |
| 山形リハビリセンター           | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション                   | 山形市清住町二丁目 3 番51号      | 同 6. 1     |
| ヘルパーステーションあさひ        | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護                              | 鶴岡市熊出字日鍵31番 3 号       | 同          |
| メディカルデイサービスビビ        | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                              | 同 文園町11番 3 号          | 同          |
| 健生ふれあいクリニック          | 訪問リハビリテーション<br>介護予防訪問リハビリテーション                   | 酒田市泉町 1 番16           | 同 6. 16    |
| くわのまちデイサービス          | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                              | 天童市楸ノ町土地区画整理事業11番街区 9 | 同 6. 10    |
| 株式会社アンミン             | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売                         | 米沢市万世町片子5152番地        | 同 6. 23    |
| アインクサービスオビヤ          | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 飽海郡遊佐町遊佐字京田14番の 6     | 同 7. 1     |
| 株式会社在宅福祉サービスつくし      | 居 宅 介 護 支 援<br>訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護               | 同 菅里字菅野南山 1 番地の209    | 同          |

|                            |                                                  |                    |       |
|----------------------------|--------------------------------------------------|--------------------|-------|
| ハートステーション西原（グループホーム）       | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護                 | 天童市大字乱川1579番地53    | 同     |
| 株式会社あつぷるケアサービス介護用品ショップあつぷる | 介護予防福祉用具貸与                                       | 山形市桜町3番32号         | 同 7.3 |
| 有限会社福祉サービスあおば              | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 東村山郡中山町大字長崎8035番地2 | 同     |

## 山形県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
上山市金生東二丁目15番26号
- 3 認可年月日  
平成20年8月18日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
幅土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町長沢418番地の3
- 3 認可年月日  
平成20年8月21日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第763号

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年8月18日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘



- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し (清水地区)
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年 9月 3日から同年10月 3日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として (訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

山形県告示第764号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長井市平野字北脇ノ沢4164 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第765号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年 8月29日から同年 9月11日まで縦覧に供する。  
平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 酒田市市条字水上 7 番 5 から<br>同 113番19まで | 旧    | 22.0メートル<br>と<br>13.5 | メートル<br>54 |
| 同 上                             | 新    | 22.0メートル<br>と<br>16.0 | 同 上        |

山形県告示第766号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年 8月29日から同年 9月11日まで縦覧に供する。  
平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|-----------------|---|------|----------|------------|
| 酒田市市条字水上113番3から |   | 旧    | 17.0メートル | メートル<br>66 |
| 同 20番まで         |   |      | 13.0     |            |
| 同               | 上 | 新    | 17.0メートル | 同上         |
|                 |   |      | 13.0     |            |

## 山形県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年8月29日から同年9月11日まで縦覧に供する。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市市条字水上7番5から  
同 113番19まで
- 3 供用開始の期日 平成20年8月29日

## 山形県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年8月29日から同年9月11日まで縦覧に供する。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 酒田市市条字水上113番3から  
同 20番まで
- 3 供用開始の期日 平成20年8月29日

## 山形県告示第769号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成20年8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第288号
- 2 指定の場所 南陽市宮内字大壇四3068番1
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長44.77メートル
- 4 指定年月日 平成20年8月20日

## 議 会 関 係

### 訓 令

## 山形県議会訓令第4号

議会事務局

山形県議会事務局業務管理規程を次のように定める。

平成20年8月29日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県議会事務局業務管理規程

（目的）

第1条 この規程は、山形県議会事務局における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。

（事務主任者）

第2条 課長及び図書室長（以下「課（室）長」という。）は、所属職員の仕事分担の決定等により分担された仕事を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

（業務管理者及び業務総括者）

第3条 課（室）長は、所管する仕事ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う仕事の処理状況等を確認し、必要に応じて当該仕事の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（仕事分担表）

第4条 課（室）長は、所管する仕事について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した仕事分担表を作成しなければならない。

（室長の特例）

第5条 室長を置く課の長は、必要があると認めるときは、当該室長が掌理する仕事について、前3条の規定により課（室）長が行うこととされている仕事を当該室長に行わせることができる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

## 教育委員会関係

### 訓 令

山形県教育委員会訓令第9号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会業務管理規程を次のように定める。

平成20年8月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会業務管理規程

（目的）

第1条 この規程は、教育庁及び教育機関における仕事の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって仕事の適正な執行を確保することを目的とする。

（事務主任者）

第2条 所属長（本庁の課長、教育事務所長及び教育機関の長をいう。以下同じ。）は、所属職員の仕事分担の決定等により分担された仕事を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

（業務管理者及び業務総括者）

第3条 所属長は、所管する仕事ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う仕事の処理状況等を確認し、必要に応じて当該仕事の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（仕事分担表）

第4条 所属長は、所管する仕事について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した仕事分担表を作成しなければならない。

（室長等の特例）

第5条 室長又は主幹（以下「室長等」という。）を置く本庁の課の長は、必要があると認めるときは、室長等が

掌理する事務について、前3条の規定により所属長が行うこととされている事務を室長等に行わせることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年 9月 1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第10号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年 4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「ときは」を「ときは、收受文書管理簿(別記様式第1号の2)に所要事項を記入し」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当係長等 |
|------------|-----|-----|-------|
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

別記様式第2号中

|                          |        |       |  |   |
|--------------------------|--------|-------|--|---|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | ( 電話 ) | 公印管理者 |  | を |
|                          |        |       |  |   |
| 施行上の取扱い                  |        |       |  |   |

|                          |                             |       |       |  |
|--------------------------|-----------------------------|-------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 印<br>( 電話 )                 |       | 公印管理者 |  |
|                          |                             |       |       |  |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                       | 業務管理者 |       |  |
|                          |                             |       |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 委員会付議 例規 公報登載<br>外部公表 電子メール |       |       |  |

に改め、同様式の備考を同備考第1項

とし、同備考に次の1項を加える。

2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県教育委員会業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

### 告 示

山形県教育委員会告示第12号

平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成20年8月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

第一次試験受験者又は第二次  
試験受験者の総合ランク

を

第一次試験受験者の筆記試験  
得点及び総合ランク並びに第  
二次試験受験者の総合ランク

に改める。

## 監 査 委 員 関 係

### 訓 令

山形県監査委員訓令第5号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局業務管理規程を次のように定める。

平成20年8月29日

山形県代表監査委員 安 孫 子 昂 也

山形県監査委員事務局業務管理規程

(目的)

第1条 この規程は、監査委員事務局における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(事務主任者)

第2条 監査課長は、所属職員の事務分担の決定等により分担された事務を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

(業務管理者及び業務総括者)

第3条 監査課長は、所管する事務ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う事務の処理状況等を確認し、必要に応じて当該事務の遅延等を防止するため

に必要な措置を講じなければならない。

(事務分担表)

第4条 監査課長は、所管する事務について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した事務分担表を作成しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年 9月 1日から施行する。

山形県監査委員訓令第 6 号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8月29日

山形県代表監査委員 安 孫 子 昂 也

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局文書管理規程(昭和50年 4月県監査委員訓令第 2号)の一部を次のように改正する。

第12条中「定例又は軽易なものを除き、配付を受けた文書を」を「第10条の規定により文書の配付を受けたときは、定例又は軽易なものを除き、收受文書管理簿(別記様式第 2号の 2)に所要事項を記入し、」に改める。

別記様式第 2号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2号の 2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当係長等 |
|------------|-----|-----|-------|
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

別記様式第 4号中

|                          |                  |       |  |
|--------------------------|------------------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 ) | 公印管理者 |  |
|                          |                  |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告     |       |  |

を



|                          |                            |       |       |  |
|--------------------------|----------------------------|-------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 )           |       | 公印管理者 |  |
|                          |                            |       |       |  |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                      | 業務管理者 |       |  |
|                          |                            |       |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |       |  |



に改め、「次長」を削り、同様式の備

考を同備考第 1 項とし、同備考に次の 1 項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県監査委員事務局業務管理規程第 3 条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

別記様式第 5 号中

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 ) |
|--------------------------|------------------|

を

|                          |                  |       |  |  |
|--------------------------|------------------|-------|--|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 ) |       |  |  |
|                          |                  |       |  |  |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者            | 業務管理者 |  |  |
|                          |                  |       |  |  |

に改め、「次長」を削り、同様式の備考を同備考第 1 項

とし、同備考に次の 1 項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県監査委員事務局業務管理規程第 3 条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この訓令は、平成20年 9月 1 日から施行する。

### 人事委員会関係

#### 訓 令

山形県人事委員会訓令第 4 号

事 務 局

事務局業務管理規程を次のように定める。

平成20年 8月29日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

事務局業務管理規程  
( 目的 )

第1条 この規程は、山形県人事委員会事務局における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(事務主任者)

第2条 職員課長は、所属職員の仕事の分担の制定等により分担された事務を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

(業務管理者及び業務総括者)

第3条 職員課長は、所管する事務ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う事務の処理状況等を確認し、必要に応じて当該事務の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事務分担表)

第4条 職員課長は、所管する事務について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した事務分担表を作成しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年 9月 1日から施行する。

山形県人事委員会訓令第 5 号

事 務 局

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8月29日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

事務局文書取扱規程（昭和42年 3月人事委員会訓令第 1号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1項中「ときは」を「ときは、收受文書管理簿（別記様式第 1号の 2）に所要事項を記入し」に改める。

別記様式第 1号の次に次の 1様式を加える。

様式第 1号の 2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当係長等 |
|------------|-----|-----|-------|
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。



別記様式第2号中

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 起案者 | 施行又は<br>取扱上の<br>注意 | 公印管理者 |
| 所属名 |                    |       |
| 職 名 |                    |       |
| 氏 名 |                    |       |

を

|                          |       |       |
|--------------------------|-------|-------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 公印管理者 |       |
|                          | 印     |       |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者 | 業務管理者 |
| 施行又は<br>取扱上の注意           |       |       |

に改め、同様式の備考第1項を次のよ

うに改める。

1 業務総括者及び業務管理者とは、事務局業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

### 労働委員会関係

#### 訓 令

山形県労働委員会訓令第2号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局業務管理規程を次のように定める。

平成20年8月29日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

山形県労働委員会事務局業務管理規程

(目的)

第1条 この規程は、労働委員会事務局における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(事務主任者)

第2条 審査調整課長は、所属職員の事務分担の決定等により分担された事務を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

(業務管理者及び業務総括者)

第3条 審査調整課長は、所管する事務ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う事務の処理状況等を確認し、必要に応じて当該事務の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事務分担表)

第4条 審査調整課長は、所管する事務について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した事務分担表を作成しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年 9月 1日から施行する。

山形県労働委員会訓令第3号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8月29日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県労働委員会事務局文書管理規程（平成10年 3月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「ときは」を「ときは、收受文書管理簿（別記様式第1号の2）に所要事項を記入し」に改める。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当者等 |
|------------|-----|-----|------|
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |
|            |     |     |      |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

別記様式第2号中

|                          |          |       |
|--------------------------|----------|-------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | ( 電話 ) 印 | 公印管理者 |
|                          |          |       |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載  |       |

を

起案者  
所属名  
職 名  
氏 名

文書取扱主任者

|                          |                    |       |       |
|--------------------------|--------------------|-------|-------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 業務総括者              | 業務管理者 | 公印管理者 |
|                          |                    |       |       |
|                          |                    |       |       |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 外部公表 電子メール |       |       |

に改め、同様式の備考を同備考第1項

とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県労働委員会事務局業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

別記様式第3号中

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | ( 電話 ) 印 |
|--------------------------|----------|

を

起案者  
所属名  
職 名  
氏 名

文書取扱主任者

|                          |       |       |          |
|--------------------------|-------|-------|----------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 業務総括者 | 業務管理者 | ( 電話 ) 印 |
|                          |       |       |          |
|                          |       |       |          |

に改め、同様式の備考を同備考第1項とし、同備考に次

の1項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県労働委員会事務局業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

告 示

山形県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成20年8月21日認定した。

なお、平成17年9月30日山形県労働委員会告示第2号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成20年8月29日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する病院事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所          | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 局              | 局長、県立病院課長、県立病院課経営企画主幹、同課副主幹、同課課長補佐(課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。)同課管理主査、同課経営施設主査、同課管理係長、同課主査(人事、服務、組織又は給与に関する事務を担当する者に限る。) |
| 山 形 県 立 中 央 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、中央検査部臨床検査主幹、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                  |
| 山 形 県 立 新 庄 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                     |
| 山 形 県 立 河 北 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                     |
| 山 形 県 立 鶴 岡 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務経営課長                                                                                            |
| 山形県立がん・生活習慣病センター | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                              |
| 山形県立救命救急センター     | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                                     |

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成20年8月29日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 設 楽 作 巳

県内の河川、その支流及び小支流（荒川水系を除く。）におけるアユの採捕は、平成20年10月4日から同月10日

までの間、禁止する。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第21号

山形県企業局業務管理規程を次のように定める。

平成20年8月29日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局業務管理規程

（目的）

第1条 この規程は、山形県企業局における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。

（事務主任者）

第2条 所属長（本局の課長及び事業所の長（総合事務所支所長を含む。）をいう。以下同じ。）は、所属職員の仕事分担の決定等により分担された事務を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

（業務管理者及び業務総括者）

第3条 所属長は、所管する事務ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う事務の処理状況等を確認し、必要に応じて当該事務の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（事務分担表）

第4条 所属長は、所管する事務について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した事務分担表を作成しなければならない。

（主幹の特例）

第5条 主幹を置く本局の課の長は、必要があると認めるときは、主幹が掌理する事務について、前3条の規定により所属長が行うこととされている事務を主幹に行わせることができる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

山形県企業管理規程第22号

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年8月29日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「ときは」を「ときは、収受文書管理簿（別記様式第2号の2）に所要事項を記入し」に改める。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 号の 2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当係長等 |
|------------|-----|-----|-------|
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

別記様式第 3 号中

|                    |                      |       |  |
|--------------------|----------------------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職名氏名 | 課 (室)<br>印<br>( 電話 ) | 公印管理者 |  |
|                    |                      |       |  |
| 施行上の取扱い            | 例規 公報登載 官報報告         |       |  |

を

|                          |                            |       |  |
|--------------------------|----------------------------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 )           | 公印管理者 |  |
|                          |                            |       |  |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                      | 業務管理者 |  |
|                          |                            |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |  |

に改め、同様式の備考を同備考第 1 項

とし、同備考に次の 1 項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県企業局業務管理規程第 3 条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この規程は、平成20年 9月 1 日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局業務管理規程を次のように定める。

平成20年 8月29日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

#### 山形県病院事業局業務管理規程

（目的）

第1条 この規程は、本局及び病院（山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）第3章に規定する機関の組織をいう。以下同じ。）の事務部における事務の執行に関し、別に定めるもののほか、文書等の点検等を徹底する仕組みを整備し、もって事務の適正な執行を確保することを目的とする。

（事務主任者）

第2条 県立病院課長及び病院の事務部の課長（以下「課長等」という。）は、所属職員の事務分担の決定等により分担された事務を処理する者として事務主任者を指名するものとする。

（業務管理者及び業務総括者）

第3条 課長等は、所管する事務ごとに業務管理者及び業務総括者を指名するものとする。

2 業務管理者は、事務主任者が作成する文書等の点検を行わなければならない。

3 業務総括者は、事務主任者が行う事務の処理状況等を確認し、必要に応じて当該事務の遅延等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（事務分担表）

第4条 課長等は、所管する事務について、事務主任者、業務管理者及び業務総括者を記載した事務分担表を作成しなければならない。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 8月29日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

#### 山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局文書管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「ときは」を「ときは、收受文書管理簿（別記様式第2号の2）に所要事項を記入し」に改める。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当係長等 |
|------------|-----|-----|-------|
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |
|            |     |     |       |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

別記様式第3号中

|                    |              |       |  |   |
|--------------------|--------------|-------|--|---|
| 起案者<br>所属名<br>職名氏名 | ( 電話 )       | 公印管理者 |  | を |
|                    |              |       |  |   |
|                    |              |       |  |   |
| 施行上の取扱い            | 例規 公報登載 官報報告 |       |  |   |

|                    |                            |       |  |                   |
|--------------------|----------------------------|-------|--|-------------------|
| 起案者<br>所属名<br>職名氏名 | ( 電話 )                     | 公印管理者 |  | に改め、同様式の備考を同備考第1項 |
|                    |                            |       |  |                   |
| 文書取扱主任者            | 業務総括者                      | 業務管理者 |  |                   |
|                    |                            |       |  |                   |
| 施行上の取扱い            | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |  |                   |

とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県病院事業局業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。



## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年 8月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年 8月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 地域福祉村
  - (2) 代表者の氏名  
日下部 義生
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市本町三丁目 2番 5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者およびこれに賛助する個人並びに団体によって組織し、高齢者・障害者(児)・児童および青少年に対して、福祉・医療・保健等の増進を図る等の活動を行い、生活の質の向上と自立、社会参加を支援し、もって、福祉の充実および児童保育並びに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤         | 正          |
|-------------|------------|-----|----|-----------|------------|
| 平成20. 3. 25 | 第1928号     | 449 | 22 | 紘友会鶴岡田川支部 | 紘友会鶴岡・田川支部 |

平成20年 8 月29日印刷  
平成20年 8 月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056